二十五　平成二十三年旧措置法第四十五条第一項の規定（同項の表の第一号イ、ハ及びニに係る部分に限る。）　同号の第三欄に掲げる減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

二十六　措置法第四十五条第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ハ　措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ニ　措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第十三号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　措置法第四十四条の三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第十二号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　措置法第四十四条の二第一項から第三項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

第二条第十一号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　措置法第四十四条第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第十号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第九号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　措置法第四十三条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第八号中「措置法第四十三条第一項の規定」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）第十七条の規定による改正前の措置法（以下この条において「平成二十三年旧措置法」という。）第四十三条第一項の規定」に改め、同号イ及びロ中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　措置法第四十三条第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第七号ロ中「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十一第一項から第三項まで」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十三第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号ロ中「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十三第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号ロ中「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十三第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　措置法第四十二条の五の二第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の五の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の五の二第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

様式第一の記載要領第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項中「この号」を「この表」に改め、同表エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5の2第1項第1号イ（償却費）	00284
	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「32」の欄又は別表十六(四)「28」の欄の金額	
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5の2第1項第1号イ）	00285
	法規別表十六(九)「20」の欄の金額	
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の5の2第1項第1号イ）	00286
	法規別表十六(九)「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）	
	第42条の5の2第1項第1号ロ（償却費）	00287
	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額	
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5の2第1項第1号ロ）	00288
	法規別表十六(九)「20」の欄の金額	
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の5の2第1項第1号ロ）	00289
	法規別表十六(九)「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）	
	第42条の5の2第1項第2号イ（償却費）	00290
	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額	
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5の2第1項第2号イ）	00291
	法規別表十六(九)「20」の欄の金額	
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の5の2第1項第2号イ）	00292
	法規別表十六(九)「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）	